

改正後	現 行
<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① (略)</p> <p>② 職業指導員加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>④ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について 福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い <u>入所報酬告示第1の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算は、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所基準に定める児童発達支援管理責任者を、管理者との兼務ではなく専ら当該職務に従事する児童発達支援管理責任者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p>③ 職業指導員加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</p> <p>④ 重度障害児支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>④の2 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>(二) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。なお、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、経過措置として平成31年3月31日までの間は、実践研修修了者又は基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。ただし、経過措置期間中</p>	<p>援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。</p> <p>ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者</p> <p>⑤ 重度重複障害児加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い 入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。なお、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者又は基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。ただし、経過措置期間中</p>

改正後	現 行
<p>であっても、実践研修修了者を配置している場合にあつては、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦ <u>心理担当職員配置加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p><u>また、入所報酬告示第1の1の注10は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</u></p> <p>⑧ <u>看護職員配置加算（Ⅰ）の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注11の看護職員配置加算（Ⅰ）は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する<u>看護職員</u>を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧の2 <u>看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以</p>	<p>であっても、実践研修修了者を配置している場合にあつては、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦ <u>心理担当職員配置加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧ <u>看護師配置加算の取扱い</u></p> <p>入所報酬告示第1の1の注10の看護師配置加算は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する<u>看護師</u>を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p>

改正後	現 行
<p>下のおり取り扱うこととする。なお、障害児の数の算出方法については、第2の2(1)の④の3を準用する。</p> <p>(一) <u>主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p>(二) <u>主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であつては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p>⑧の3 <u>児童指導員等加配加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(一) <u>入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合に算定すること。</u></p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p>ア <u>入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</u></p> <p>イ <u>指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</u></p> <p>⑨ (略)</p>	<p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。</p>

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p>	<p>(二) 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、1日につき所定単位数を算定するものであること。</p> <p>(三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあつては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。</p> <p>ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。</p> <p>⑩ 自活訓練加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について180日間の居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、あらかじめ6ヶ月程度の個別訓練を行うことによつて地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p>自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。なお、自活訓練支援を</p>

改正後	現 行
<p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p>	<p>開始後3年目以降(措置費における知的障害児自活訓練事業を実施していた期間を含む)について、過去2年間の訓練終了者のうち1人以上が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度は算定できない。</p> <p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p> <p>⑪ 入院時特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>また、イが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中<u>2</u>回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p><u>なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p>	<p>二の二の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中<u>1</u>回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ <u>退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合</u></p> <p>ウ 死亡退所の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持</p>

改正後	現 行
<p>(六) (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p>	<p>及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p> <p>⑭ 栄養士配置加算の取扱い 入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第2の2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い</p> <p>(一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。 また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。</p> <p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p>

改正後	現 行
	<p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p>

改正後	現 行
<p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① (略)</p> <p>①の2 (略)</p>	<p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）第 15 条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>(六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑩ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第 1 の 9 の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。 なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 入所報酬告示第 1 の 10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、第二の 2 の (1) の⑩を準用する。</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① 医療型障害児入所施設給付費の区分について 医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。</p> <p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い 入所報酬告示第 2 の 1 のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p>